

## 草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に居住している高齢者に対して、安全運転意識の向上を図るため、交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的とし、所有する自動車への誤発進防止装置の取り付けに係る費用の補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 誤発進防止装置 自動車の停止時又は徐行時において、アクセルペダルが急激に踏み込まれた際の誤発進を抑制し、若しくはアクセルペダルとブレーキペダルが同時に踏み込まれた場合にブレーキ操作が優先される装置をいう。

(2) 取付業者 自動車に誤発進防止装置の取り付けを行う事業者をいう。

(補助対象自動車)

第3条 補助の対象となる自動車は次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内が使用の本拠地であること。

(2) 普通自動車、小型自動車または軽自動車であること。

(3) 車検証に記載されている使用者若しくは所有者が、本人名義のものであること。(リース契約は対象外とする。)

(4) 国のサポートカー補助を受けていない自動車であること。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、本町の住民基本台帳に記載されている70歳以上の者で、本町に居住しているもの。

(2) 町税等の滞納をしていないもの。

(3) 非営利かつ自ら使用する目的で補助対象自動車へ誤発進防止装置を取り付けたもの。

(4) 自動車運転免許証を所有しているもの。

(5) 取付業者により取り付けをしたもの。

(6) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、誤発進防止装置の購入及び取り付けに要する費用とする。ただし、誤発進防止装置を取り付けた日から1年以内とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、車1台の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を上限とする。ただし、当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1台につき1回とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請し、承認を受けなければならない。

(1) 有効期限内にある運転免許証の写し

(2) 自動車検査証の写し

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付の可否を決定して、草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けたものは、草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳が明記されている領収書の写し

(2) 取り付け箇所の写真

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定により請求書が提出されたときは、当該請求に係る書類を審査のうえ補助金の額を確定し、草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金交付額確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。

(補助金の返還等)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき

2 町長は、前項に規定する取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、草津町自動車誤発進防止装置付費補助金返還通知書（様式第5号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金交付申請書

草津町長 様

申請者  
住 所  
電話番号  
印

草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 誤発進防止装置取付完了日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

2 申請車両 メーカー：\_\_\_\_\_ 車名：\_\_\_\_\_

車両番号：\_\_\_\_\_

3 添付書類

- ・有効期限内にある運転免許証の写し
- ・自動車検査証の写し

第 号  
年 月 日

草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金交付決定通知書

様

草津町長 印

年 月 日付けで申請のあった草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金について、交付することに決定したので通知します。

- 1 誤発進防止措置名 \_\_\_\_\_
- 2 補助金決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 条件
  - 1 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた時は、補助金の一部又は全額の返還を命ずることがある。
  - 2 町長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること
  - 3 誤発進防止装置設置に伴い発生した事故及び損害等について、町はその責任を負わない。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金交付請求書

草津町長 様

申請者 印  
住 所  
電話番号

下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助対象経費の内訳が明記されている領収書の写し
- 3 取り付け箇所の写真
- 4 振込先

振込先	銀行・信用金庫	本店・支店	普通・当座
	農協・信用組合	本所・支所	
	口座名義 _____	口座番号 _____	

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金交付額確定通知書

様

草津町長

印

年 月 日付け 第 号により交付決定をした草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額

\_\_\_\_\_ 円

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金返還額通知書

様

草津町長

印

年 月 日付け 第 号により交付決定をした草津町自動車誤発進防止装置取付費補助金について、下記のとおり補助金の返還を確定しましたので通知します。

記

交付金返還額

\_\_\_\_\_ 円